

「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2016 年版 正誤表」

平成 29 年 8 月 31 日

章	頁	訂正箇所	誤	正																																				
1	6	上から15行目 (波線部を修正)	同様の調査権限を <u>法定化</u> し、	同様の調査権限を <u>法制化</u> し、																																				
1	10	上から2行目 (波線部を修正)	三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該当該出し入れ口が設けられる室の床間よりも 50cm 以上高いもの	三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの																																				
1	15	表中の上から2枠目 違反内容 ③ (波線部を修正)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法の根拠条文</th> <th>違反内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)</td> <td>③ 第 12 条の 3 第 2 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき</td> </tr> </tbody> </table>	法の根拠条文	違反内容	第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)	③ 第 12 条の 3 第 2 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法の根拠条文</th> <th>違反内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)</td> <td>③ 第 12 条の 2 第 3 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき</td> </tr> </tbody> </table>	法の根拠条文	違反内容	第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)	③ 第 12 条の 2 第 3 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき																												
法の根拠条文	違反内容																																							
第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)	③ 第 12 条の 3 第 2 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき																																							
法の根拠条文	違反内容																																							
第 12 条の 3 第 4 項 (第 12 条の 2 第 3 項の準用)	③ 第 12 条の 2 第 3 項に規定する検査等に関して不誠実な行為をしたとき																																							
1	16	上から11行目 *3) (波線部を修正)	*3) 建築設備等検査員が行う第 12 条第 3 項の検査及び同条第 <u>四</u> 項の点検	*3) 建築設備等検査員が行う第 12 条第 3 項の検査及び同条第 <u>4</u> 項の点検																																				
2	46	(1)第二面 6イ欄 (指摘の内容) (囲いの部分を修正)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第二面 6イ欄の「<input checked="" type="checkbox"/>」の記入</th> </tr> <tr> <th><input type="checkbox"/>要是正の指摘有り</th> <th><input type="checkbox"/>既存不適格</th> <th><input type="checkbox"/>要重点点検の指摘有り</th> <th><input type="checkbox"/>指摘なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>( )</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>		第二面 6イ欄の「 <input checked="" type="checkbox"/> 」の記入				<input type="checkbox"/> 要是正の指摘有り	<input type="checkbox"/> 既存不適格	<input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘有り	<input type="checkbox"/> 指摘なし	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
第二面 6イ欄の「 <input checked="" type="checkbox"/> 」の記入																																								
<input type="checkbox"/> 要是正の指摘有り	<input type="checkbox"/> 既存不適格	<input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘有り	<input type="checkbox"/> 指摘なし																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input type="checkbox"/>	( )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																					
2	48	下から2枠目 (囲いの部分を削除)	<table border="1"> <tr> <td><u>4(10)</u> *4(12)</td> <td>平成 26 年 4 月 1 日</td> <td>・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況</td> <td>・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4(10)</td> <td>平成 26 年 4 月 1 日</td> <td>・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況</td> <td>・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号</td> </tr> </table>	<u>4(10)</u> *4(12)	平成 26 年 4 月 1 日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況	・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号	↓				4(10)	平成 26 年 4 月 1 日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況	・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号																									
<u>4(10)</u> *4(12)	平成 26 年 4 月 1 日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況	・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号																																					
↓																																								
4(10)	平成 26 年 4 月 1 日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付けの状況	・平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号																																					
2	51	平 20 国告第 283 号別表第 6 (小荷物専用昇降機) (囲いの部分を追加)	<table border="1"> <tr> <td>4(1)</td> <td>平成 24 年 6 月 7 日</td> <td>・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況</td> <td>・平 20 国告第 1446 号第一号二</td> </tr> <tr> <td><u>4(2)</u></td> <td>平成 21 年 9 月 28 日</td> <td>・戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況</td> <td>・平 20 国告第 1446 号第七号</td> </tr> <tr> <td><u>4(6)</u></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	4(1)	平成 24 年 6 月 7 日	・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	・平 20 国告第 1446 号第一号二	<u>4(2)</u>	平成 21 年 9 月 28 日	・戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	・平 20 国告第 1446 号第七号	<u>4(6)</u>	(略)																											
4(1)	平成 24 年 6 月 7 日	・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	・平 20 国告第 1446 号第一号二																																					
<u>4(2)</u>	平成 21 年 9 月 28 日	・戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	・平 20 国告第 1446 号第七号																																					
<u>4(6)</u>	(略)																																							
3	70	(い)検査項目 主索又は鎖 (ろ)検査事項 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 (は)検査方法 (横線部分を削除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(い)検査項目</th> <th>(ろ)検査事項</th> <th>(は)検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 共 通</td> <td>(三) 主索又は鎖</td> <td>主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況</td> <td>全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。</td> </tr> </tbody> </table>		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	二 共 通	(三) 主索又は鎖	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。																													
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法																																					
二 共 通	(三) 主索又は鎖	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。																																					
3	155	別添1様式(注記)⑤ (波線部を追加)	⑤写真は、主索及びブレーキパッドの～	⑤写真は、主索、 <u>鎖</u> 及びブレーキパッドの～																																				

章	頁	訂正箇所	誤	正															
4	195	4.1.6 製造者が指定する検査方法及び判定基準 (波線部を追加)	「綱車と主索のかかりの状況」、「ブレーキパッドの厚さの状況」に係る検査方法及び判定基準を製造者が指定している場合は、その検査方法及び判定基準で検査してください。	「綱車と主索のかかりの状況」、「ブレーキパッドの厚さの状況」、 <u>その他</u> に係る検査方法及び判定基準を製造者が指定している場合は、その検査方法及び判定基準で検査してください。															
4	197	下から4行目 (波線部を追加)	なお、耐震基準を判断する場合は、所有者が別途専門業者等に耐震評価を依頼した結果又は前回検査の結果を確認し、判定しても構いません。 <u>「既存不適格」を解消した場合は、第二面「備考」欄にその旨を記載してください。</u>																
4	197	下から3行目	適用される法令の基準日は、次の図で示すように <u>確認申請書提出日(A)又確認済証交付日(B)があります。</u>	適用される法令の基準日は、次の図で示すように <u>基本的には確認済証交付日です。</u>															
4	198	図を差し替え																	
4	209	下から3行目 <b>(ろ)検査事項</b> フェッシャプレートの取付けの状況 (囲いの部分を修正)	<table border="1"> <tr> <td>13</td> <td>かごの床先(略)</td> <td>(略)</td> <td>フェッシャプレートの取付けの状況</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </table>	13	かごの床先(略)	(略)	フェッシャプレートの取付けの状況	(略)	(略)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
13	かごの床先(略)	(略)	フェッシャプレートの取付けの状況	(略)	(略)	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
4	222	<b>(ろ)検査事項</b> 1機械室(4)救出装置制動装置等の開放の状況 ○検査対象の解説 2～3行目 (波線部分を修正)	前項の検査事項「手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況」に該当しないエレベーターであっても、 <u>ブレーキを手動で開放する装置等がある場合は、検査対象となります。</u>																
4	223	下から11～12行目 (波線部を修正)	①1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基盤」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、 <u>別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。</u>	①1(6)「接触器、継電器及び運転制御用基盤」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、 <u>別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。</u>															
4	224	下から7行目 (波線部を追加)	製造者が最終交換日の欄に記入する接触器を指定している場合には、その接触器の最終交換日及び名称を記入してください。																
4	246	<b>(ろ)検査事項</b> 2共通(3)主索又は鎖主索の径の状況 ○判定基準の解説 (横線部分(右記全文)を削除)	主索が最も摩損した状態の写真を添付する場合、主索の「径」と「素線切れ及び錆び」の最も摩損した主索がそれぞれ異なる場合は、 <u>検査者の判断において添付する写真を決めてください。</u>																
4	247	下から2行目	1) <u>素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下であること</u> の判定を行い、摩損、劣化の状況を確認してください。	1) <u>摩損がない部分の断面積に対する素線切れが生じた部分の断面積の割合が70%以下であること</u> の判定を行い、摩損、劣化の状況を確認してください。															

章	頁	訂正箇所	誤	正																																						
4	250	○定期検査報告書等の記入方法の解説 〈波線部を追加〉	○定期検査報告書等の記入方法の解説 主索を新規に交換した直後等で、すべての主索において錆及び錆びた摩耗粉が無い場合は、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の「なし」を○で囲み、 <u>判定基準欄に「ハ」を記入して下さい。</u> 他の記載欄は全て空欄としてください。																																							
4	257	上から4行目 〈波線部を修正〉	製造者が法第 68 条の 25（構造方法等の認定）の規定に基づき認定を受ける際の書面に記載された方法で行ってください。																																							
4	257	上から7行目 〈波線部を修正〉	1) 製造者が法第 68 条の 25（構造方法等の認定）の規定に基づき認定を受ける際の書面に記載された判定基準により判定してください。																																							
4	257	上から18行目 〈波線部を修正〉	○既存不適格の解説 平成 21 年 9 月 28 日より前に確認審査を受けた既存不適格に該当するエレベーターの改修で、この装置が追加されている場合は、大臣認定番号及び製造者が示すとおり構成機器等が設置されていることを確認し、製造者が法第 68 条の 25（構造方法等の認定）の規定に基づき認定を受ける際の書面に記載された検査の事項、方法及び判定基準を確認し、基準を満たしたものは「指摘なし」と判定することができます。ただし、判定基準を満たさないときは、既存不適格ではない「要是正」となります。																																							
4	273	(ろ)検査事項 3 かご室(13)かごの床先(略) フェッシャプレートの取付けの状況 〈横線部分を削除〉 〈囲いの部分を修正〉	<table border="1"> <tr> <td>(ろ)検査事項</td> <td>3 かご室(13)かごの床先(略) フェッシャプレートの取付けの状況</td> </tr> <tr> <td>(は)検査方法</td> <td>目視及び触診により確認する。</td> </tr> <tr> <td>(に)判定基準</td> <td>取付けが堅固でないこと。</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>令第129条の7第四号 「3 かご室(13)かごの床先(かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況)」参照</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">機械室あり</td> <td colspan="4" style="text-align:center;">機械室なし</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">構造</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">既存不適格</td> </tr> <tr> <td>乗</td> <td>荷</td> <td>自</td> <td>ホ</td> <td>乗</td> <td>荷</td> <td>自</td> <td>ホ</td> <td>非</td> <td>巻</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(ろ)検査事項	3 かご室(13)かごの床先(略) フェッシャプレートの取付けの状況	(は)検査方法	目視及び触診により確認する。	(に)判定基準	取付けが堅固でないこと。	関係法令	令第129条の7第四号 「3 かご室(13)かごの床先(かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況)」参照	機械室あり		機械室なし				構造		既存不適格		乗	荷	自	ホ	乗	荷	自	ホ	非	巻	△	△	△	△	△	△	△	△			
(ろ)検査事項	3 かご室(13)かごの床先(略) フェッシャプレートの取付けの状況																																									
(は)検査方法	目視及び触診により確認する。																																									
(に)判定基準	取付けが堅固でないこと。																																									
関係法令	令第129条の7第四号 「3 かご室(13)かごの床先(かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況)」参照																																									
機械室あり		機械室なし				構造		既存不適格																																		
乗	荷	自	ホ	乗	荷	自	ホ	非	巻																																	
△	△	△	△	△	△	△	△																																			
4	275	上から6行目 〈横線部分を削除〉	<p>二 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第3に定める構造方法</p> <p>イ 昇降行程が5m以下であること。</p> <p>ロ かごの定格速度が15m以下であること。</p> <p>ハ かごの床面積が1.5㎡以下であること。</p> <p>(1)及び(2)の式において、H、S、R、V及びCの値は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>H 頂部すき間(単位—cm)—</p> <p>S つり合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ(単位—cm)—</p> <p>R かごが最上階に停止した場合におけるつり合おもりとつり合おもり側の緩衝器又は緩衝材のすき間の垂直距離(単位—cm)—</p> <p>V かごの定格速度(単位—m/min)—</p> <p>C かご上で運転をする場合で頂部安全距離1.2m以上を確保し、かつ、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合又はかご上で運転をしない場合においては2.5、それ以外の場合においては60(単位—cm)—</p> <p>二 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第3に定める構造方法</p> <p>イ 昇降行程が5m以下であること。</p> <p>ロ かごの定格速度が15m以下であること。</p> <p>ハ かごの床面積が1.5㎡以下であること。</p> <p>二 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。</p>																																							
4	278	下から1行目 〈波線部を追加〉	○定期検査報告書等の記入方法の解説 <u>釣合おもり側の検査結果は、「上記以外の検査項目」欄に次の例のように記載してください。</u>																																							
4	279	(ろ)検査事項 4かご上(6)調速機ロープ径の状況 ○検査方法の解説 〈波線部を追加及び修正〉	○検査方法の解説 ロープは、曲げ回数が多い程、疲労が進みますので、 <u>測定箇所は、一般的に綱車及び張り車にかかる回数が多い場所であり、基準階(乗降する頻度の最も高い階)からの加速終了位置又は減速開始位置と基準階の間で綱車及び張り車にかかる場所となります。</u> その中でも加速終了又は減速開始位置に近い程、摩損が進みますので、その付近で最も摩損した1箇所を測定してください。 <u>なお、ロープ全長で錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える場合は、当該部分を「錆及び錆びた摩耗粉の状況」の検査項目で判定をしてください。</u>																																							
4	280	上から3行目 〈波線部を修正〉	1) <u>素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である</u> ことの判定を行い、摩損、劣化の状況を確認してください。	1) <u>摩損がない部分の断面積に対する素線切れが生じた部分の断面積の割合が70%以下である</u> ことの判定を行い、摩損、劣化の状況を確認してください。																																						
4	280	上から10行目	素線切れがない場合の報告は、「 <u>主索の番号</u> 」に「 <u>素線切れなし</u> 」と記入し、「断面積の割合」の「70%超」、「70%以下」を両方とも取り消し線で抹消してください。	素線切れがない場合の報告は、判定基準欄に「ハ」と記入し、「断面積の割合」の「70%超」、「70%以下」を両方とも取り消し線で抹消してください。																																						

